

# 静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部 における公的研究費等不正防止計画

令和4年4月

静岡県公立大学法人

静岡県立大学

静岡県立大学短期大学部

## 目 次

- 1 本計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 本学における公的研究費等の不正防止に関する基本方針・・・・・・・・ P 1
- 3 本学における公的研究費等の運営・管理に関する取組体制・・・・・・・・ P 2
- 4 公的研究費等不正防止計画の重点取組項目・・・・・・・・・・・・ P 3
- 5 公的研究費等不正防止計画における具体的取組事項の実施方法・・ P 3

### 【添付資料】

- ・静岡県公立大学法人静岡県立大学における公的研究費等の適正運営・管理体系図
- ・公的研究費等の不正防止に関する方針・規則等の関連図

### 【別 表】

- ・公的研究費等不正防止計画における具体的取組事項

## 1 計画の目的

この計画は、静岡県立大学における公的研究費等の取扱いに関する規程第10条の規定に基づき、静岡県公立大学法人静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部（以下「本学」という。）における公的研究費等（※）の適正な運営・管理体制の整備・充実及び不正を発生させる要因の把握に基づく不正行為の未然防止に資するための具体的取組方針を定めることを目的として策定する。

なお、本計画は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）」（以下「改正ガイドライン」）を踏まえて策定することとし、具体的な不正発生要因を体系的に整理・評価し、優先的に取り組むべき事項を明確にするものとする。

※「公的研究費等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国から配分される競争的資金等（国が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金等を含む。）を原資とする研究費等
- (2) 運営費交付金の対象となる研究費並びに地方公共団体からの助成金及び補助金
- (3) 受託研究費、共同研究費及び奨学寄附金
- (4) その他本学の責任において管理すべき研究費等

## 2 本学における公的研究費等の不正防止に関する基本方針

最高管理責任者である学長は、以下の方針に基づき公的研究費等に係る不正行為の防止に取り組む。

- (1) 最高管理責任者のリーダーシップにより、学内に公的研究費等の適正な運営・管理の重要性の認識を徹底させ、不正行為を起こさない風土を作る。
- (2) 研究の促進、業務改善及び経費削減等の効率化の推進、公的研究費等の適正な運営・管理の3つの面からバランスの取れた取組を推進する。
- (3) 社会に対し、公的研究費等の運営・管理について説明責任を果たすことができるよう努める。

### 3 本学における公的研究費等の運営・管理に関する取組体制

本学は、平成20年1月18日に施行された「静岡県立大学における公的研究費等の取扱いに関する規程」に基づき、以下のような体制により公的研究費等の適正な運営・管理に取り組む。

#### (1) 最高管理責任者（学長）

本学全体を総括し、公的研究費等の運営及び管理について最終責任を負う。

#### (2) 研究活動適正運営責任者（副学長）

公的研究費等に係る研究活動の運営について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

#### (3) 統括管理責任者（事務局長（短期大学部においては短期大学部事務部長））

最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

本学において不正を発生させる要因があると認められる場合には、本学全体に起因するものと各部局に特有のものに分類し、部局責任者に対して改善を命ずるとともに最高管理責任者に報告する。

また、事務局長（短期大学部事務部長）は、コンプライアンス推進責任者として、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

#### (4) 各部局長（各学部長等、各研究科長及び各研究院長並びに短期大学部部長）

部局責任者として各部局における公的研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。

また、各部局長は、コンプライアンス推進責任者として、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

上記のほか、

- ・公的研究費等不正防止計画を推進し、公的研究費等の適正な運営及び管理を図るための静岡県立大学公的研究費等適正管理推進委員会
- ・本学における公的研究費等に係る不正の調査及び不正に関与した研究者の処分方針を検討するための静岡県立大学公的研究費等不正調査委員会
- ・不正防止計画を策定し、本学における公的研究費等の適正な運営及び管理を図るため、必要な事業を実施する静岡県立大学公的研究費等不正防止計画推進センター（以下「推進センター」という。）

を設置する。

#### (別図参照)

- ・静岡県公立大学法人静岡県立大学における公的研究費等の適正運営・管理体系図
- ・公的研究費等の不正防止に関する方針・規則等の関連図

## 4 公的研究費等不正防止計画の重点取組項目

この計画の策定に当たっては、不正を発生させる具体的な要因に基づいて以下の区分により重点取組項目を設定し、項目ごとに不正発生要因を分析した上で、別表のとおり具体的取組を実施する。

### (別表参照)

- ・公的研究費等不正防止計画における具体的取組事項

#### (1) 関係者の意識向上に関する事項

##### 【重点取組項目】

公的研究費等に係る不正の問題は、機関全体、さらには広く研究活動に携わる全ての者に深刻な影響を及ぼすものであることを教職員に認識させる。

#### (2) 適正な運営・管理の基礎となる環境に関する事項

##### 【重点取組項目】

公的研究費等の使用ルール等について、教職員に対し周知させる。

#### (3) 不正発生要因の把握に関する事項

##### 【重点取組項目】

公的研究費等の使用における問題点について把握し、機関内で共有する。

#### (4) 研究費の適正な運営・管理活動に関する事項

##### 【重点取組項目】

公的研究費等の執行状況について適時適切に把握し、適正な予算管理を行う。

#### (5) 旅費及び人件費についての不正防止対策に関する事項

##### 【重点取組項目】

旅費及び人件費について、業務の履行確認を徹底し、プール金(※)等の不正発生防止対策を講じる。

※プール金：カラ出張や出勤表の改ざん等により旅費や賃金等を不正に請求する等の方法で、実際に支給すべき金額との差額等を捻出し、それを研究室や個人等が管理するもの

#### (6) 取組の再点検・体制整備に関する事項

##### 【重点取組項目】

改正ガイドラインに基づく再点検結果を踏まえ、「ガバナンスの強化」「意識改革」「不正防止システムの強化」の3項目を柱とする不正防止体制の整備を推進する。

## 5 公的研究費等不正防止計画における具体的取組事項の実施方法

別表記載の具体的取組事項は、最高管理責任者のリーダーシップのもと、推進センターにおいて実施するものとし、その実施状況を把握した上で、毎年度必要な修正を行うものとする。